

## 特別支援教育就学奨励費(通級)について

特別支援教育就学奨励費では、ことばの教室・そだちの教室に通級するお子様をお持ちの保護者の経済的負担の軽減のため、通級にかかる交通費について助成いたします。

生活保護を受けている方は受給できませんのでご注意ください。

(準要保護世帯として、就学援助を受けている方の受給は可能です)

### 1. 支給の対象となる範囲

通級の際に、最も経済的な通常の経路および方法により通学する場合のお子様のバス代、電車代、あるいは車で送迎する際のガソリン代となります。

なお、ガソリン代にあたっては通学距離を教育委員会が算定し、計算を行います。

### 2. 申請手続き

通級指導教室より配布される『収入額・需要額調書』に必要事項を記入し、通級指導教室にご提出ください。

辞退をされる方も、「 辞退します。」にチェックを入れ、『収入額・需要額調書』を必ずご提出ください。

ただし、徒歩や自転車など通学費がかからない方は、提出不要です。

### 3. 支弁区分について

特別支援教育就学奨励費は、保護者の負担能力の程度(世帯全員の収入状況等)に基づき支弁区分を決定し、これに応じて支給されます。支弁区分は次の3つに分かれます。

支弁区分	算 定 基 準
I	所得が生活保護基準の 1.50 倍未満の世帯
II	所得が生活保護基準の 1.50 倍以上 2.50 倍未満の世帯
III	所得が生活保護基準の 2.50 倍以上の世帯

※Ⅲ区分については、かかった交通費の2分の1の金額の支給となります。

### 4. 支弁区分の決定通知と支給方法

提出された申請書をもとに支弁区分を決定し、学校を通じて7月頃お知らせします。

支給については、①9月末日(4~7月分)、②1月末日(8~11月分)、③3月末日(12~3月分)に分けて、保護者の口座にお振り込みします。